

道史編さん調査資料を研究発表に使用する場合の取扱いについて

(令和元年7月1日 企画編集部会承認)

道史で使用あるいは参考とすることを目的に調査収集した資料を、委員がやむを得ない事情により道史編さん事業以外で研究発表を行う場合は、以下を遵守すること。

ただし、当該資料が図書館・文書館等で一般の閲覧に供している場合は、手続きは要しない。

- 1 資料を所蔵する個人や団体に対し、事前に掲載することの許可を得ること。
この場合、委員から伝えられた論文名（仮称）と使用資料名をもとに、事務局が手続きを行う。
- 2 道史編さんのための資料調査の成果であることを、論文の末尾に明記すること。
- 3 論文の抜き刷り2部を事務局に提供すること。